

Title	法と経済学の実証分析：その哲学的基礎
Sub Title	Empirical analysis of law and economics : its philosophical foundation
Author	牧, 厚志(Maki, Atsushi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2021
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.64, No.4 (2021. 10) ,p.39- 57
JaLC DOI	
Abstract	本論では法と経済学の実証分析を行うにあたり，経済学と法学それぞれの接近方法の相違と，法と経済学の規範分析との相違を明確にした。そして，厚生経済学の基本定理やコースの定理では説明しきれない「分配」問題について，「平等」というミュールダールの価値前提を手掛かりにして検討した。そしてこれは経済学自体の問題であるばかりでなく社会全体として解かなければならない政策課題であることを認識した。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20211000-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法と経済学の実証分析：その哲学的基礎

牧 厚 志

<要 約>

本論では法と経済学の実証分析を行うにあたり、経済学と法学それぞれの接近方法の相違と、法と経済学の規範分析との相違を明確にした。そして、厚生経済学の基本定理やコースの定理では説明しきれない「分配」問題について、「平等」というミュルダールの価値前提を手掛かりにして検討した。そしてこれは経済学自体の問題であるばかりでなく社会全体として解かなければならない政策課題であることを認識した。

<キーワード>

イギリス経験論, 大陸合理論, カント認識論, 価値前提, 法と経済学, 実証分析

1. はじめに

経済学は法学から分化した社会科学の一分野である。ちなみに経済学の始祖といわれるアダム・スミス (1723-1790) はグラスゴー大学の経済学の教授ではなく道徳哲学の教授であった。歴史的には、教育制度として法学部の中に経済学科が組み込まれている大学もあった。したがって経済学と法学は現在でも共通の基盤があるのか、あるいは法学とは異なる経済学の基盤があり、その部分が独立して経済学となったのか。この問題提起は、法と経済学の成り立ちを考えるうえでも興味深いものがある。

牧 (1998) では「経済学的世界観」という言葉を作り、経済学は「効率」と「公正」を追求する学問と定義した。しかし「効率」に比べ「公正」については、その概念を明示化することは難しかった。また「効率」と「公正」の概念自体に経済学と法学の観点からお互いに両立が可能かという疑問もあった。その理由として、経済学は市場活動の「自由」、法学は法律による「強制力 (拘束力)」を基盤に持っているから、両者は相容れない分野ではないだろうかという懸念が挙げられる。

公正な市場というと、ルールによって守られた市場ということがいわれる。ルールには商習慣、

法律、国際協定などがあり、そこには法学の入る余地がある。まさに効率と公正という2つの概念を経済学に盛り込むと、それは必然的に法学とは切っても切れない関係となるのである。アダム・スミスの時代まで遡ると、その時代は重商主義といわれる法律に根差した政府による規制によって、市民の自由な経済活動が制約されていた時代であった。

効率と公正という概念について、牧(2021b)でも述べたように、自由を全面的に容認すると、そこには法の目的である正義という概念が入り込む余地はなく、正義でも不正義でもなくなるのである。そこで公正という正義を導入する可能性を考慮すると、正義の概念の中でも適法的正義という概念を導入する必要がある。この適法的正義の導入により公正の概念が経済学に生きてくるのである。そこで本論では、さらに公正な市場と関連する、経済取引の「自由」と法の「拘束力」との間の関係を検討する。

また本論では、法学と経済学の基礎にある哲学的基礎について、近世のイギリス経験論と大陸合理論まで遡り、法と経済学の実証分析にかかわる哲学的基礎と実証分析に必要となる分析の手順(実験計画ともいう)について検討する。

第2節では法と経済学の実証分析方法論に係る哲学史を概略する。ここではイギリス経験論、大陸合理論から始め、これらを統合したカント哲学を経て、牧(2021b)で紹介したマックス・ウェーバーが影響を受けた新カント哲学の科学的方法論を検討する。そして第3節では、哲学史の観点から経済の実証分析にかかわる分析方法を検討する。この節では実証分析に果たす実験計画の役割について述べる。

第4節では法と経済学の実証分析にかかわる分析方法を、第3節で検討した経済の実証分析手続を拡張するという方向で進める。そこにはカントの法哲学に依拠しながら、適法的正義の導入とミュルダールの価値前提を加えた法と経済学の実証分析に関する分析手続を提示する。そして、第5節で結論を述べる。

2. 科学的方法論の概略

この節では哲学史の中から近世以降の社会科学方法論に係る哲学的思考の流れを検討する。当然哲学的問題として科学的方法論以外にも重要なテーマがある。しかし、本節ではそれらについての検討は除外する。

広く学問の目的は「真理の探究」である。自然科学方法論や経済学や法学などの社会科学方法論を哲学史の中から取りだすと、16世紀以降の近世哲学史に属するフランシス・ベーコン(1561-1626)の影響を受けたイギリス経験論と、ルネ・デカルト(1596-1650)、パルプ・デ・スピノザ(1632-1677)、ゴットフリート・ライプニッツ(1646-1716)などで代表される大陸合理論が、自然科学や社会科学に関する真理の探究のための方法論に係る2つの大きな流れであった。

経験論と合理論は両者とも神学(スコラ哲学)あるいは教会の権威を排除した研究方法の確立を目指していた。経験論は帰納法的接近、合理論は演繹法的接近ともいわれる。帰納法は、個々の具体的な事実から一般的な命題または法則を導き出すアプローチである。また演繹法は、前提

された命題から、経験によらず、論理の規則にしたがって必然的な結論を導き出す思考の手続である。あえて簡単化していえば、近世以前は「真理＝神」であり、神学（スコラ哲学）が真理の探究であったが、近世以降は「真理＝自然や社会に存在する法則（自然法則，社会法則）」として、これに係る真理の探究となったのである。

イギリス経験論の基礎となるベーコン（1620）には、いくつか重要と思われる文脈がある。

①「抜きんでて最善の論証は経験である。ただしそれがその実験そのものに止まっていればのことだが。何となれば、もしそれが類似していると推測される他のものに移される時には、その移行が正当に順序正しく行われぬかぎり、誤った事態になるから。」（114ページ）
[著者意識] 真理の探究に関して、ある現象に係る因果関係を正確にとらえるには、現実のデータに基づいた経験的な分析を必要とする。そして経験分析において、その分析が分析者の中で「管理された実験」として行われ、分析者が過不足なく適切に因果の連鎖を追跡できるように経験事実を収集することが重要である。しかし因果の連鎖が適切でない場合や不明確である場合には、真理には行き着かなくなる。

②「同じようにあらゆる種類の経験から、まず原因と真なる公理（一般命題）の発見とが呼び出されるべきであり、また成果の実験ではなく、投光的実験が求められるべきでもある。正しく見出されかつ構成された公理こそ、実用をば個々にはではなく、群を成して提供するものであり、成果の隊列および集団を後に従えてくるのである。」（115ページ）
[著者意識] 真理を得るためには、経験事実から、ある現象に共通する原因と結果に至る関係を見つけることである。そしてそれは経験事実として原因から結果を求める際に、その連鎖が明確に示されないブラック・ボックスを通じた結果（成果の実験）ではなく、灯台の光によって「管理」され、それによって導かれる道筋が明確な関係（投光的実験）を発見することである。そのような経験的な関係を見つけだせば、その関係を根拠にした応用可能な領域が広がることにもなる。

③「しかし諸学のより先への前進の希望が、しっかりした基礎をもつのは、自然誌のうちに、それ自らは何の役にも立たないが、しかし原因や一般命題の発見に多くを与える沢山の実験が、受け入れられ集められるときであろう。これらを我々は「成果の実験」と区別して「投光的実験」と呼びならわしている。ところでそうした実験は、そのうちに驚くべき力と事情、すなわち決して偽ったり欺いたりしないということを含んでいる。というのは、それらは或る成果を生ぜしめるためにではなく、或るものにおける、自然的原因を開示するために適用されるのだから、どのような結末になろうとも、問題に決着を付ける以上は、等しく目的に適うものだからである。」（159ページ）

[著者意識] 将来的に有望な経験法則とは、自明でありことさら注目する必要もないようにみえるが、実はその事実は多くの場合に適用できるようなものである。これを「ブラック・

ボックス」を通過した事実関係といわず、論理のつながりが明確で安定的でかつ現実妥当性を持つ応用範囲の広い事実関係という。このような事実関係は、分析者に間違っただけの関係を真実と思わせるような間違いを起こさせない。このような経験的事実を将来の予測に応用した際に、それがたとえおかしく見えようとも、それが将来の予測として妥当なものである。

④「しかしながら諸学からよき希望をもちうるのはただ、正しいはしごにより、かつ連続的で中断も開きすぎもない階程を通して、個々のものから低いほうの命題へ、次に中間的公理へ、次々に上位のものへ、そして最後にやっと最も一般的な公理に上昇するときに、始めてできるのである。というのも最も低い命題はむき出しの経験とあまり距ってはいないが、かの最高の最も一般的な（我々の持っている）公理なるものは、概念的であり抽象的であって、実質的なものをもたない。しかるに、人間的な事からや運命が懸けられているかの真実で実質的で生きた公理は、中間的公理であり、さらにこれらの上に最後に、かの最も一般的なもの、すなわち抽象的ではなく、これら中間的なものによって、正しく限定されているような公理があるのである。」(162ページ)

[著者意識] 合理論の分析過程は、概念的・抽象的な一般的な公理から出発し、実質的な対応が可能な中間的公理を導き、最後にむき出しの経験（直接的に観測されるデータ）に至るという、必要十分条件で繋がれた一筋の道である。しかしながら、これとは逆の分析の道筋が真理の探究には必要である。観測されるデータによる経験事実を積み上げることにより、実質的な経験に基礎づけられた中間的公理に至る。そして最後には抽象的ではない、実質的な経験に裏付けされた中間的公理に基づく一般的な公理に行き着く、必要十分条件に基づく道筋である。

[筆者コメント] 消費者行動の実証分析はこの文脈の最適な事例である。通常の実証分析手順は（１）効用関数（一般的な公理）を設定し、（２）予算制約条件の下で効用最大化のオペレーションにより需要量を価格と所得の関数（中間的公理）として導出し、（３）収集された観測データ（むき出しの経験）を使い、（２）で求めた需要関数を推定し需要関数に含まれる定数を推定する。ここで、経験論へのクリティカル・コメントは、観測データから中間的公理を得るために、どのようなデータ・クリーニングをするのか。また合理論へのクリティカル・コメントは、一般的な公理の定式化と一般的な公理に含まれる変数の選択が妥当であるのか。これらの解決には経験論と合理論それぞれの長所を分析に取り入れることが必要で、それは現代消費者行動の実証分析の一般的な分析方法である。

⑤「だが公理（一般命題）を構成するには、今まで使われていたのとは、別の『帰納法』の形態が考え出されねばならない。……そしてたしかにこの『帰納法』のうちにこそ、最大の希望が存するのである。」(163ページ)

[著者意識] 真理（一般的命題）を見つけるためには「帰納法」が適切な分析方法である。

⑥「しかし、この帰納法によって一般命題を構成する場合、果して構成された命題が、これが引き出された個々のなものだけに適し、かつこれに合わせて作られているのか、それともより大きくかつより広くなのであるかが、吟味されかつ検証されねばならない。」(164ページ)
[著者意識] 帰納法によって得られた命題(経験法則)が、たまたま観察された事実なのか、そうではなくより広い範囲にわたって妥当する事実なのかは絶えず検証しなければならない。

また、大陸合理論の代表的著作であるデカルト(1637)には、いくつか重要と思われる文脈がある。

①「良識あるいは理性とよばれ、真実と虚偽とを見わけて正しく判断する力が、人人すべて生まれながら平等であることを証明する。そこでまたこのことが、私どもの意見の多様なものはある者が他の者より余計に理性を具えたところからくるのではなく、私どもが思想を色々ちがった道でみちびくところから、同じようなことを考えるわけでもないところからくるのである。そもそも良き精神を持つだけではまだ不完全であって、良き精神を正しく働かせることが大切である。」(12ページ)

[著者意識] 良識や理性は誰もが同じように持っており、正邪の判断は誰でもできる。しかし人々の意見が多様になるのは、個々の出来事に対して正邪の判断基準が違うからである。そこで総体として、意見が多様になるのである。人間は、よき精神を持っているだけでは十分ではなく、よき精神を正しく働かせなくてはいけない。

②「論理学を構成させた多くの教則の代わりに、守る事をただの一度も怠らぬという堅固一徹な決心をもってしたならば、次の四つで十分である、と私は確信した。第一は、明証的に真であると認めることなしには、いかなることも真であるとして受けとらぬこと、すなわち、よく注意して即断と偏見を避けること、そうして、それを疑ういかなる隙もないほど、それほどまで明晰に、それほどまでに判明に、私の心に現れるもののほかは、何ものをも私の判断に取り入れぬということ。第二は、私の研究しようとする問題のおのおのを、できうるかぎり多くの、そうして、それらのものをよりよく解決するために求められるかぎり細かな、小部分に分割すること。第三は、私の思索を順序に従ってみちびくこと、知るに最も単純で、最も容易であるものからはじめて、最も複雑なものの認識へまで少しずつ、だんだんと登りゆき、なお、それ自体としては互になんの順序も無い対象のあいだに順序を仮定しながら。最後のものは、何一つ私はとり落さなかったと保証されるほど、どの部分についても完全な枚挙を、全般にわたって余すところなき再検査を、あらゆる場合に行うこと。」(29ページ)

[著者意識] 真理に至る道筋は4つある。(1)十分に対象を検討して自分が真であると認めた事柄を基礎にして判断すること。(2)当該問題の内容をできるだけ細かい部分に分割すること。(3)問題解決の順序は、分割した内容のうち、もっとも簡単に解けるところから始め、難易度の高いものへと進めていくこと。(4)当該問題の内容について、分割した

すべての部分が完全に解決されていることを確認すること。

③「また、実験に関しては、人が知識において進めば進むほど、いよいよその必要を感じさせることに私は注目したい。」(77ページ)

[著者意識] 人間の知識の内容が多岐にわたり複雑になればなるほど、自分の思索の妥当性を確認するために、実験によってその知識が正しいかどうかを検証する必要がある。

④「なお、それとともに私は告げなければならぬ、自然の力は実に広大無辺であることを、だが、私の発見したいくつかの原理は実に単純で一般的のものであって、これらの原理からいろいろな仕方で演繹せられるであろうと最初から見通せぬような特殊の結果をば、私はもはやほとんど認めぬというもよりそうであることを、それよりもむしろ私にとって最大の困難といえ、多くの場合その結果がそれらの演繹の仕方のうちいずれに依存するかを見いだすにあることを。この最後のことで、それを説明しなければならぬ仕方が、この仕方があの仕方が、それに従って結果も同じでないというような、そのように幾様でもある実験を何度でもこころみよりほかの処置を私は知らないからである。もっとも、今の私はこんなふうなところに来ている。それは、これがために用いられそうな実験をあらまし行わねばならぬとしたら、いかなる斜面に立てばよいかが大概わかったように私には思われるということである。しかし、私の手が、私の年収が、たとえそれがみな現在の千倍であったところで、その全部を行いうるためには足りそうもないほど実験は多種多様であり、またどれほど夥しいものであるかも私にはわかる。」(78ページ)

[著者意識] 自然(社会)は複雑であり、かつ無限に広がっている。自分がこれまでに発見した原理は自然の複雑さ広大さに比べればほんの小さな部分に過ぎない。部分的に確認した演繹の結果が別の演繹の仕方で可能かあるいは別の演繹の仕方では別の結果が起こるのかについて、実験によって確認しなければならない。しかし、この目的のために行うべき実験は多岐にわたり、それには時間的、金銭的にも大きな負担であることが確実である。

イギリス経験論を主張したベーコン(1620)や大陸合理論を主張したデカルト(1637)の文脈からは、ベーコンもデカルトも自説である経験論や合理論の優位さを一方的に述べているのではないということが分かる。ベーコンでは個々の特殊な経験が一般的な事実であることを検討する必要を述べているが、波多野(2001)では「ベーコンは自然研究にとって数学が不可欠の基礎であることには、ついに思い至りませんでした。」(161ページ)とあり、執筆の時期が少し早すぎたのかもしれない。ちなみに微積分を発見したニュートンの『プリンキピア』が公刊されたのは1687年であった。一方、デカルトも演繹される命題の現実妥当性を実験によって確かめることを主張している。ただしその実験を行うには多大の時間と金銭的負担がかかることも認識している。このように両者とも真理の探究に対する方法について、柔軟な考え方をしていたことが分かる。ただ、哲学的思索の出発点と結果を得るための方法論に対して、両者には重点の置き方に相違がある。

イマヌエル・カント（1724-1804）は合理論の立場から合理論と経験論を融合させた。カントは、(真理に関する) 真の認識は「普遍性と必然性」を兼ね備えた判断でなければならないとした。しかし、論理的な判断は概念の内容を明らかにはするが、それが認識とはいえず、その概念に相当する実体が存在して判断が認識になるとした。このことは、概念の上でのみ真であるだけでなく、客観的にも事実の裏付けがあることが真の認識¹⁾となるということを示している（波多野（2001）参照）。この関係を図示すると、以下のようになる。

真の認識 → 「普遍性と必然性」を兼ね備えた判断
 ← 概念に相当する実体の存在

19世紀後半から20世紀初頭にかけて新カント哲学が現れた。新カント哲学では、存在 (Sein) と当為 (Sollen) の二元論から出発する。新カント学派の中でも新カント学派西南ドイツ学派は存在と当為のあいだに「文化」という世界があることを唱えたが、この文化という概念はウェーバーにも大きな影響をあたえた（ウェーバー（1904）、牧（2021b）参照）。

3. 経済の実証分析——応用計量経済学方法論

経済の実証分析では、応用計量経済学方法論が使われる。そこでは、分析の目的にしたがって現実に観察された資料である経済統計から研究者が分析に必要なデータを収集する。具体的なデータとしては、日本政府が公表する各種の経済統計ばかりでなく国連 (UN) や経済協力開発機構 (OECD) のデータなど国際機関のデータ、また分析の対象と関連する新聞記事や業界の情報などがある。また、分析に関連する他の研究者の論文や解説記事なども参考資料として収集することがある。これらの作業はイギリス経験論に基礎をおいた分析方法である。そしてこれらのデータを分析することによって得られた各種のデータに共通する傾向を「経験法則」とよぶことがある。経済学の経験法則としてもっとも有名なものは「エンゲル法則」であろう。所得が上がるにしたがって食料費と所得の比率として示されるエンゲル係数が低下するという経験法則である。この法則は特殊な例外、例えば最貧困世帯グループを限定した分析や戦時など平時とは異なる時期の消費分析などを除けば、常に家計調査データから観察される経験法則である。

経済の実証分析の研究者は、これら経済統計に表れる経験的事実を論理的に矛盾のないモデル

1) 「真の認識すなわち学問的な認識はすべて『普遍性と必然性』とを兼ね備えた判断でなければならない。……経験はただ個々の場合を数えるだけである。どんなに何度も起きたとしても、決してすべての場合を尽くしたという保証はない。又経験は或る判断が必然的に真であること、つまりそれ以外ではありえないということを証明することはできない。従って、普遍的で必然的な判断を決して経験からは得られない。……しかし、普遍的で必然的な判断は必ずしも認識ではない。……真に認識の名に値する判断は、我々に実在する事物について何か新しいことを教えるものでなければならない。単に観念の上でのみ真であるだけでなく、客観的に真でなければならない。ヒュームの言葉を借りるならば、観念の関係に関するものではなくして、事実に関するものでなければならない。」（波多野（2001）217ページ）

によって統一的に説明するために理論モデルを作成する。実証分析の場合、モデルは数学モデルとして記述され、そこでは行動仮説として「最大化」あるいは「最小化」という分析原理を利用する。消費者行動理論では効用最大化、生産者行動理論では利潤最大化という数学的オペレーションである。この段階は大陸合理論の影響を受けている。そしてこのような事実の収集と理論モデルの作成を分析の手順としていることには、経済の実証分析にはカント哲学の影響がみられる。そして経済の実証分析をカント哲学の観点から評価すると、第2節でも述べたように、真の認識のためにはイギリス経験論と大陸合理論を組み合わせることが必要であるということになる。

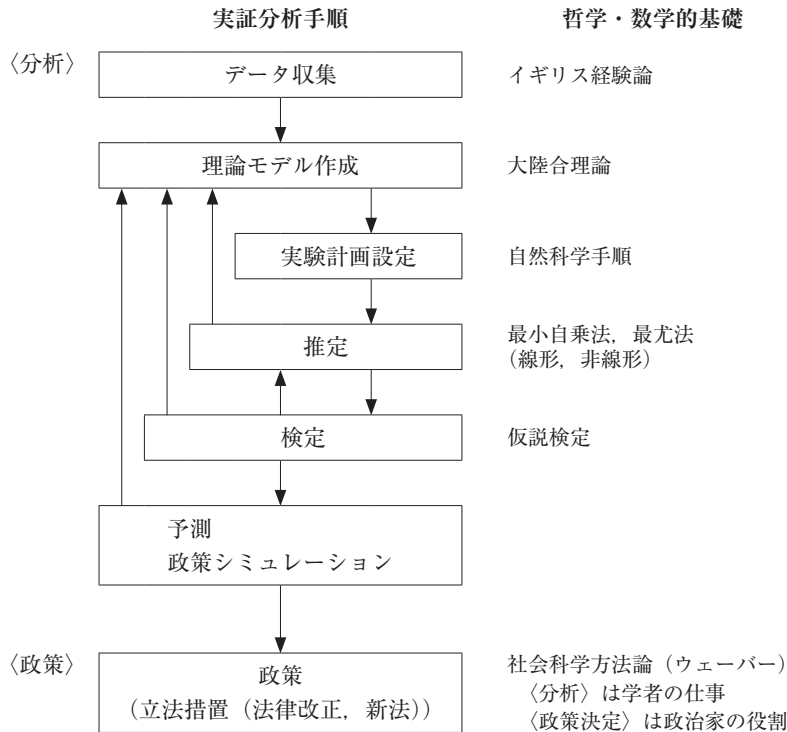
次のステップは実験計画 (Experimental Design) の設定となる。この手続は実証分析に特有のもので、自然科学方法論からのアイディアの導入である。経済の実証分析における実験計画とは、(1) 経済主体の決定、(2) 観測の単位期間の決定、(3) 理論変数と観測変数の対応を明示することである。このような実験計画を立てる分析上の意味は、分析結果の客観性を維持するためである。それは、分析者が実験計画にしたがって分析をすれば、誰でも同一の結果を得られるということになる。このような実験計画の設定という作業は、経済の規範分析では行われぬ。規範分析では、当然、現実の経済現象を基礎にして理論モデルを設定するが、モデルの含まれる変数について、必ずしも現実に観察される変数との対応がなされない場合もある。例として取引費用の概念、厚生経済学におけるベーシック・ニーズの概念、また費用-便益分析における費用と便益などの概念が挙げられる。しかし経済の実証分析を行うには、実験計画に理論変数に対応した観測データが必要となり、取引費用の具体的な観測データ、ベーシック・ニーズの具体的な観測データ、また理論に対応した費用と便益の具体的な観測データを必要とする。実証分析では理論概念だけでは不十分で、当該概念に対応する観測事実によって示される実態が必要となるのである。また法と経済学で使われる富最大化仮説では、社会的富は社会で生産された国民経済計算統計から得られる財・サービスの市場価値ばかりでなく、財・サービスによって生み出された消費者余剰と生産者余剰の総和と定義している。実証分析では消費者余剰と生産者余剰をどのように測定するかが大きな問題となる。また別の例として、法と経済学の規範分析に使われるフェアネスの概念がある。フェアネスの例には矯正的正義、約束遵守の原則、刑事罰における比例制の原則などがある。しかしこれらの概念をどのように観測データと対比させるかはかなり困難な問題であろう。²⁾

ここまでの段階で、モデルと観測データが整い、ここからはモデルの現実妥当性をテストするためにモデルに含まれるパラメーターの推定と、推定されたパラメーターの有意性あるいは方程式の頑強性のテストをするという作業になる。推定に関してはその基準として「最小自乗基準」と「最尤基準」がある。前者は数学者であるカール・フリードリッヒ・ガウスが考案したといわれ、後者は統計学者であるロナルド・フィッシャーが考案したといわれる。この段階では、計量経済学方法論として、経済の相互依存性を具体化した連立方程式体系に対する同時推定法による推定

2) 法と経済学の規範分析については、常木 (2008) を参照。また後述するが、法と経済学の実証分析を行う際には、経済取引と市場の関連を明確にするために、上に述べた実験計画の (1) から (3) に加え、(4) 市場 (一定の取引分野) の画定、ということが重要である。

図1 応用計量経済学方法論（経済の実証分析）

前提条件：個人は独立して自分の意思で自由に取引を行うことができる



や、線型方程式体系ばかりでなく非線型方程式体系の同時推定という方法がある。これらは自然科学の分野では頻繁には使われない推定方法で、計量経済分析に特有の推定方法であるといわれることがある。これは、経済が「管理された実験」を行うのに困難な分析対象であるということに由来する。このように推定と検定では、自然科学と社会科学を問わず、統計学方法論が使われる。そして、必ずしも分析が自分が当初思った通りに進行する可能性はない。実証分析は試行錯誤 (trial and error) の連続であるという覚悟も必要である。

最終的にモデルが確定したあと、モデルの頑強性をテストするために予測という方法が使われる。それは推定に使われた以外のデータを使い、モデルの現実妥当性をテストすることである。そこでモデルの現実妥当性が確認されると、各種の政策シミュレーションを行うことになる。ウェーバー (1904) によれば、ここまでが経済学者が責任を持つ領域である。そしてこれ以降は、政策シミュレーションから得られた結果を考慮しながら、政策を実現する段階となり、経済学から得られた結論ばかりでなく別の角度からも議論を進めながら、具体的に法律改正や新たな立法措置を講じることによって社会を変えていくことになる。このような政策実現のための政策決定は政治家の仕事であり、経済学者の仕事ではない、というのがウェーバーの見解であり、そして政治家には「情熱」、「判断」、「責任」が必要であるとも述べている (牧 (2021b) 参照)。このような分析から政策までのプロセスを図示したものが図1である。

経済学では「契約自由の原則」と「私的所有権の絶対」を掲げ、個人は独立して自分の意思で自由取引を行うことができるという前提をおいている。経済の実証分析においても経済主体はそれぞれが独立して自由取引するという前提条件を暗黙の了解事項としている。

4. 法と経済学の実証分析の分析方法論

上にも述べたように経済学では、個人は独立して自分の意思で自由に取引を行うことができるために「契約自由の原則」と「私的所有権の絶対」を前提条件としている。法学でも財産法の基本原則として、「人格の自由」、「所有権の自由」、「契約の自由」、「過失責任の原則」がある。過失責任の原則とは「ひとは故意または過失があるときだけ、他人に対して損害賠償の責任を負う」というものである。(伊藤・加藤(2005)参照)。このように経済学の前提と財産法の基本原則には共通する要素が含まれている。

法と経済学の実証分析では、経済学にある「自由」な取引と法学の目的である「正義」との関係を検討する必要がある。法哲学では、「法律上の正義の要求は強制力の裏打ちをもつものだから、その限りで自由と矛盾する。言い換えれば、個人の行動の自律性が求められる領域には、正義の要請は入り込まない。その領域内の行為は正でも不正でもないのである。」としている(碧海(2000)358ページ)。これが「自由」と「正義」に対する法哲学の見解である。

さらに経済取引の「自由」と法の執行に関して存在する「強制力」についても、相容れないとする根拠がある。それは、「自由」と「強制」という言葉の意味として、両者は相反する内容であるからである。それと同時に、ある特定の個人に係る行為に関して、「自由」かつ「強制力」のあるという行為は成立しないのである。

しかし、社会の中あるいは2人以上の個人がいる場合では、自由と強制力が共存する可能性が生じる。この点について以下で検討する。碧海(2000)では、「カントの法哲学の基礎にあるのも上記の二つの定言命法である。道徳は個人の内面にに関わり法は外的行為に関わるが、ともに同一の原理を根拠にしている。従って法は、自律的人格としての個人の自由を擁護するものでなくてはならない。各個人の特殊な恣意が、自由の一般的法則にしたがって、他者の同じく特殊な恣意と共存できるような総体が法である。ある人間の行為が一般的な法則にしたがって他のすべての人間の自由と両立し得るものであれば、当の行為は正しい行為であり、この行為(が他の人間の自由：筆者挿入)を妨害することは不正とされ、(被：筆者挿入)行為者はこの妨害に強制³⁾をもって対処する権利を有する。」(315ページ)。

以上を要約すると、自分の自由を尊重した行為をする際には、他人の自由も同時に尊重しなければならない。結果的に自分の行為が他人の行為を侵害していなければ、その行為は正しい行為である。しかし自分が自由を尊重した行為をすることによって、その行為が他人の自由な行為を侵害していれば、その行為は不正となり、他人はこの侵害に対処する権利を持つ。そして、正しいか不正であるかの判断の基準となる実質的根拠が「法」であるということになる。経済学に立

ち返れば、まさに上記の正しい行為に対応するのがパレート効率性である。不正に対して経済学では単にパレート効率的ではないというだけであるが、法学ではそれが権利の侵害となり、法的な救済手段が可能であるということに言及しているのである。

この文脈に関するひとつの例として「格差」、「差別」、「いじめ」という表現を使ってみよう。カントの法哲学は、ある個人の行為に対して、他人が「いじめ（差別・格差）」と感じれば、それは「いじめ（差別・格差）」であるということである。この文章のカッコの中をいじめの代わりに差別や格差と置き換えても文章の本質は変わらない。しかし、いじめ、差別、格差の定義について、各個人の感情や価値観の多様性から、それらを一意的に定義することは不可能である。そこで個人間で散らばる正・不正の概念を「法」という社会的な基準（物差し）によって統一することになる。それが「適法的正義」という所以である。そしてこのようなカントの法哲学の影響がミュルダールの価値前提である「人命の尊重」と「平等」に引き継がれているのである。⁴⁾

4.1 法と経済学の実証分析に対する基本的な前提条件と分析手順

法と経済学の理論モデルを設定する際に、法と経済学の基本定理であるコースの定理から出発する。コースの定理は以下に示す5つの仮定をおいている。それらは、「社会の構成メンバーが（1）各人の法的権利を保障され、（2）自己利益を最大化できるような合理性を備えており、（3）取引費用をかけずに、あるべき社会状態について（4）自由に交渉を行うことができ、その結果として形成された（5）契約の履行について、社会がこれを有効に強制する仕組みを持っているならば、全員の合意に基づく均衡における資源配分は必ずパレート効率的になる」という定理である（常木（2015）参照）。しかし、コースの定理においても厚生経済学の基本定理と同様に、個人間の分配問題について一意的な解答は出てこない。

コースの定理に関する上述の5つの仮定に対して、法と経済学の実証分析に際して維持する仮定と緩める仮定に仕分けをすると、以下のようになる。

- （1）各人の法的権利を保障される。〔法と経済学の実証分析でもこの仮定を維持する：経済の実証分析では明示されていないが潜在的にこれを仮定している〕
- （2）自己利益を最大化できるような合理性を備えている。〔経済の実証分析と同様で、法と経済学の実証分析でもこの仮定を維持する〕

3) 引用文では行為の主体についてある個人と他の個人を使い分けているが、筆者挿入では、行為の主体はある個人で統一している。碧海（2000）では、上に述べた本文にあるカントの法哲学について言及する前に、次のような文章が置かれている。それは2つの定言命法についてである。第1の定言命法は、「主観的な意志の格率が同時に普遍的な法則となるように行うべきである」（313ページ）。これは先験的な道徳法則であり、道徳的人間はつねに具体的行動に際して、自らの行動規範が普遍的な法則に合致するか否かを問わなければならない。その上さらに、そこには何らかの実質的根拠がなくてはならないとしている。第2の定言命法は、「人間はつねにそれ自体において目的として扱われるべきであり、手段として扱ってはならない」（314ページ）というものである。しかし自律的な倫理的な人格という抽象的概念を個々の事例に適用するだけで、行為の善悪を一義的に判断することは困難である。したがって碧海（2000）では、社会に共通する行為の善悪を判断する物差しとして「法」が必要となるといっているのである。

4) ミュルダール（1971）は価値前提として「人命の尊重」と「平等」を挙げている。そしてこのような価値前提を明示することは、社会科学における客観性を維持することであるとしている。

- (3) 取引費用をかけない。〔法と経済学の実証分析ではこの仮定を緩める〕
- (4) 経済社会において自由に交渉を行うことができる。〔経済の実証分析と同様で、法と経済学の実証分析でもこの仮定を維持する〕
- (5) その結果として形成された契約の履行について、社会がこれを有効に強制する仕組みを持っている。〔法と経済学の実証分析でもこの仮定を維持する：経済の実証分析では明示されていないが潜在的にこれを仮定している〕

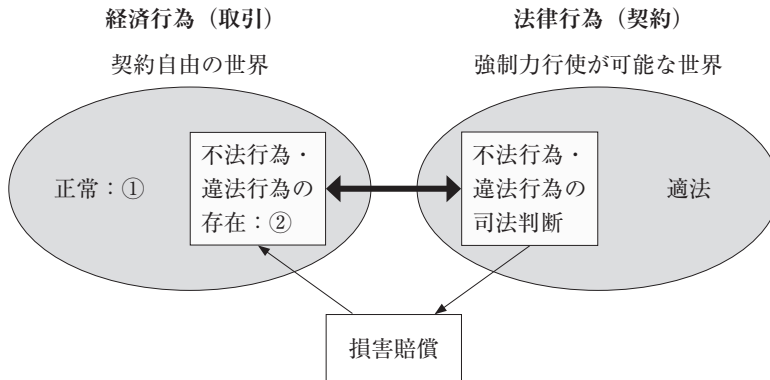
5つの仮定のうち、仮に(1)各人の法的権利を保障する、や(5)その結果として形成された契約の履行について、社会がこれを有効に強制する仕組みを持っている、を修正すると、もはや「法による支配」という民主主義の原則を逸脱することになるから、この2つの仮定は変更の余地がない。このようにして、経済の実証分析からの拡張として法と経済学の実証分析を位置付けると、(3)の「取引費用」が検討すべき問題の焦点となる。また、現実の経済取引では、(1)と(5)が維持されてはいるが、これに抵触する不法行為や違法行為が発生することがある。それらの行為は(1)と(5)にしたがって、何らかの法的措置がとられることになる。それが被害者からの損害賠償請求であり、加害者への刑罰となる。

このようにして、法と経済学の実証分析に携わる分析者が考慮しなければならない条件は、経済取引における「自由」、不法行為・違法行為における「強制力」、そして政策判断としてミューダールが提示した価値前提のひとつである「平等」である。法と経済学の実証分析では、これらの条件を分析枠組みの中に陽表的に数式として、あるいは陰伏的に帰無仮説として取り入れる必要がある。ただし平等については、厚生経済学の基本定理の枠組みを超えた政策課題となり、現在の経済学の知見だけでは解決できない問題でもある。

そこで、分析者が分析の対象となる問題を見つけたあと、具体的な法と経済学の実証分析におけるひとつの分析手順として、自由、強制力、平等を基本的な構成要素とするモデルの全体像を提示する必要がある。理想的には、これらの要素を同時に体系に組み込んだモデルを作成し、その体系に含まれる多数の方程式に含まれているパラメータを同時に推定することである。これが最適な分析方法であるが、その際にはコースの定理にあげられている、法的権利をどのように定式化するか、取引費用という理論変数をどのような観測変数と対応させるか、現実社会では不法行為や違法行為があるが、これらをどのようにして実証分析に組み入れるか、そして究極的に平等をどのように表現するかなどという難しい問題を同時に体系に組み込まなければならない。これらを同時に考察の対象とする実証分析を行うことは、現時点では、分析の実行可能性や分析効率の観点から考えて、その実現可能性は低いといわざるを得ない。

そこで、これらの問題点を克服するひとつの分析方法として、デカルトに倣い、自由、強制力、平等を同時決定するのではなく、経済モデルブロック(自由)、損害賠償ブロック(強制力)、政策ブロック(平等)と3つのブロックに分けた分析方法を採用する。そこで、法と経済学の実証分析を行う際には、第1段階では、価値前提として「人命の尊重と平等」、基本的条件として「適法的正義」を分析の前提条件とする。第2段階では、経済取引における「自由」を前提とした経済の実証分析と同様の分析を行う。この方法では「経済主体は独立して自由に取引できる」

図2 正常な取引および損害賠償ブロックで対象となる不法行為・違法行為の存在



という帰無仮説を設定して、この帰無仮説に基づいた実証分析を行う。この帰無仮説では、経済主体の行動にあたかも不法行為や違法行為がなかったような場合を描写していることになる。これが「自由」に焦点を当てた経済モデルブロックである。その後、判決・審決によって不法行為や違法行為が認定された場合（帰無仮説の棄却）には、経済学のロジックばかりでなく法学のロジックも使いながら判決の検証を行い、さらに損害賠償請求額の推定には経済の実証分析の方法を使うこともある。このように不法行為・違法行為が存在した場合に対応した損害賠償ブロックという法の「強制力」に対応したブロックを作る。そこでは権利の侵害に対する損害賠償請求に必要となる因果関係の証明や損害賠償請求額の推定などの検討を行う。観察事実としては、経済の実証分析の際に使った経済統計に加え、法が行使された結果を示した審決や判決を考慮することになる。このような一連の処理に特化したものが損害賠償ブロックである。図2には損害賠償ブロックにおける経済行為と法律行為の概念的な対応を示している。

この図により事実の確認をしておく。現実の経済取引では正常な取引が大部分であり、法律行為（契約）においても、大部分は適法な法律行為であるということである。しかし一方で経済行為の中には少数の不法行為や違法行為があり、それが司法や準司法の場で裁かれることになるのである。ここで経済学と法学では関心の持ち方に大きな相違があることが分かる。それは、経済学では正常な取引に注目し、正常ではない取引については高い関心をもたないこと。一方、法学では不法行為や違法行為に対して注目し、適法行為については比較的関心をもたないということである。

また、法と経済学の実証分析で使われる統計学的方法や計量経済学的方法の視点からみると、不法行為や違法行為に対する裁判に係る事案には、必ずしも統計学で定義されるランダムネス（無作為）の条件を満足していないものがあるということに注意を要する。つまり、ある事案に対して最高裁判所の判断が出ると、それ以降は当該事案に対する訴訟はなくなるのである。たとえば訴訟を起こしたとしても、その結論は既に判例によって決まっているからである。このような事案の典型例は大学入学試験に係る学納金返還訴訟であった（六車・牧（2013a, b）参照）。当時は大学入試合格発表時に入学金を大学に納入するが、入学金には大学1年生の授業料が含まれて

いた。そしてこの入学金は、受験生が他大学に合格し、当該大学への入学を辞退しても、一旦納入された入学金は返還しないという性質のものであった。事案の多くは平成14年（2002年）度大学入試に係るものであり、訴訟は最高裁判所まで持ち込まれた。平成18年最高裁判決により、入学を辞退した場合には入学金の中から大学1年生の授業料の返還が認められ、返還が可能になる条件が最高裁判決により明確にされた。それ以降はこの種の事案の裁判例はない。教育の経済学を専攻する研究者が、大学入試も含めた大学教育における費用の実証分析を時系列データにより行う場合には、平成18年以前と以降で大学受験者の支払った入学金合計額の差を考慮しなければ、推定回帰式の推定値にはバイアスが生じることになる。経済の実証分析を行う際には、目的となるテーマが狭くなればなるほど法律や判例の変更などによる制度の変更（ウェーバーによれば文化的要素の変化）に注意することが必要となる。

別の事例として、建設業の公共工事談合事件を例にとり、経済学を基礎にした分析の情報量と判決文から得られる情報量の相違について検討しよう。経済学をベースにすると、談合の仕組みは建設業者間の協調と競争の問題となり、それはゲーム論的接近の格好のテーマとなる。しかしゲーム論で解こうとすると、最低限の条件として、各プレイヤーの談合の有無による利得行列と、談合が摘発されるリスクを考慮する必要がある。利得行列と談合が摘発される確率についてのどのような変数を観測データと対応させるかについては、法と経済学の実証分析としては大いに関心を持たざるを得ないが、そのデータを探すこと自体大きな問題となる。一方判決文には、すでに現実に起こった談合に係るデータが散見される。まさに判決文は経験事実と証拠の宝庫であるといえよう。しかし、イギリス経験論への批判として特殊性と一般性の問題に行き着くが、単一の事案から談合に係る要因のうちどれが一般的な要因であるかを判断することは困難かもしれない。確かに個々の事案だけでは判断が難しいが、ベーコンにもあるように、同様の事案を数多く収集することによって一般性を持った要因を抽出することは可能である。そしてそれらの要因を統計的検定により確かめることも可能である。このように談合を事例とすると、イギリス経験論と大陸合理論の両者を分析の視野に入れることにより、実証分析の幅が広がることは明らかである。

このような損害賠償ブロックを経て、そして最終的には政策ブロックに移行する。また、不法行為・違法行為が存在しない正常な経済取引である場合には、特に損害賠償請求ブロックには入らず、経済モデルブロックから直接的に政策ブロックに移行することになる。図3に法と経済学の実証分析に対する基本的な分析手続を示す。

このような一連の分析の流れをまとめると、経済取引を行っている段階では自由な取引が行われているという仮定の下で経済行為が行われる（ブロックⅡ）。そこでは正義や不正義の概念は生じない。しかし、後日当該取引が「法」に抵触しているかもしれないということが判明した場合には、そこで正義の概念（適法的正義）を実現するために司法制度を活用することになる。そこでは法にしたがって、当該行為の正、不正が司法や準司法によって判断されることになる（ブロックⅢ）。そして最終的には、現行法の不備が明らかになれば、社会の総意により現行法の改正や新しい立法措置が採られるのである（ブロックⅣ）。この点について、これまで行ってきた経済の実証分析や法と経済学の実証分析を例にして、その流れを検証すると、図4のようになる。

図3 法と経済学の実証分析に対する基本的な分析手続

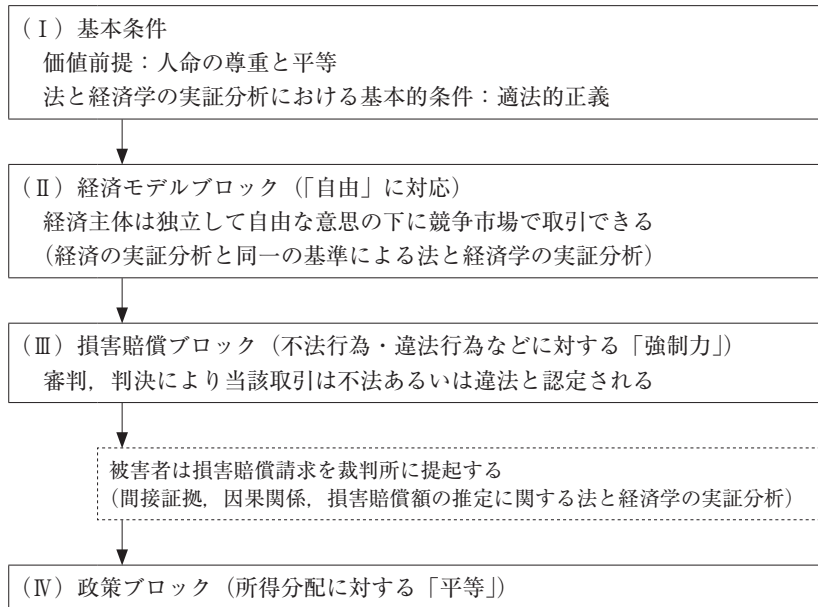


図4 経済の実証分析や法と経済学の実証分析を例にしたブロックの流れ

(a) 経済の実証分析（牧（2021b）参照）

(1)	内外価格差	(II) → (IV) (規制緩和)
(2)	ニュージーランドの規制緩和	(II) → (IV) ((I) 平等を前提)

(注) 例(1)や(2)では直接的に司法や準司法に関連する事例はみられず、(III)はない。

(b) 法と経済学の実証分析（牧（2017, 2018a, 2018b, 2020, 2021b）などを参照）

(1)	ヤミカルテル価格協定	(II) → (III・(I) 適法的正義を前提) → (IV)
(2)	談合	(II) → (III・(I) 適法的正義を前提) → (IV)

経済の実証分析では、一般的には損害賠償ブロック(III)は必要ではない。例えば牧(2021b)で提示した「内外価格差」分析は、日本経済における市場の閉鎖性から小売価格が諸外国に比べ高いことを実証分析によって確認し、規制緩和の必要性を明らかにした分析ではあるが、そこで消費者が権利を侵害されたということを理由としてどこかに対して損害賠償を請求したという事例はない。また、ニュージーランドでは規制緩和政策によって全体的には消費者の経済水準は向上した。しかし、規制緩和により消費者の所得格差が広がると同時に中所得層の厚みが減少した。このことは、将来的に社会の二極化が進み、民主主義の危機になるかもしれないという実証結果を得たが、それ以上のものではなかった。

しかし法と経済学の実証分析では経済モデルブロック(II)から損害賠償ブロック(III)に入

り、損害賠償請求を考慮に入れることになる。そこでは、権利の侵害を受けた個人がそれに対する損害賠償請求をした場合における損害賠償請求の妥当性を検討することになる。上に述べた損害賠償ブロックの具体例では、損害賠償請求が消費者や地域住民から裁判所に出され、損害賠償請求の可否をめくり原告と被告の間で論争となり、最終的には裁判所が判断した。判断に至る過程で不法行為や違法行為に関する証拠が吟味され、そこでは因果関係の検証に法的三段論法の形式が採られたが、計量経済学方法論として使われる数学的・統計学的証明方法を採用というよりは言葉による証明方法が主体であった。

4.2 法と経済学の実証分析に対する分析手続

図3では法と経済学の実証分析に対する基本的な分析手順を提示したが、さらに本節の図5には法と経済学の実証分析を行う分析の手続を経済の実証分析と対比させながら詳細に示している。図5では特に損害賠償ブロックの役割が、法と経済学の実証分析の観点からは重大である。

経済の実証分析についての分析方法論は第3節で詳細に述べた。そして法と経済学の実証分析では、損害賠償ブロックを導入することが経済の実証分析と大きく違うところである。そしてこの損害賠償ブロックを法と経済学の観点から妥当なブロックとするために、「適法的正義」の条件を付加している。ここで不法行為や違法行為が発生しなかった場合(①)と不法行為や違法行為が発生した場合(②)について少し細かい検討をしたい。

不法行為や違法行為が発生した場合には、損害賠償請求に係る手続に入ることになる。経済取引の「自由」と法の目的である正義の実現のために必要とする「法的拘束力」との関係は、カントの法哲学に倣っている。そして、法と経済学の実証分析では、審決や判決などの準司法や司法からの資料を活用した分析が行われる。そして、裁判では因果関係の存在証明が重要なポイントとなるが、法学で利用される法的三段論法に加え、統計学的因果関係の活用に対する示唆も与えることができる。具体的には、時系列分析におけるグレンジャーの因果性検定であり、またモデルベースで推定される損害賠償額の推定などにも計量経済学による推定結果を使うことができる。モデルの流れからいえば、損害賠償ブロックに入るか否かの行動を記述する概念、例えばポアソン分布(試行回数は大きい、実現する事象は少ない事象を描写するのに妥当な分布)に基づいた2つの分岐などが考えられる。分布が安定的に推定できるためには、分析のテーマに応じたデータの収集が必要となる。たとえば、公共工事の談合事件であれば、公共工事の総件数と談合があったと認定された件数などがデータとなるが、そこでは市場(一定の取引分野)の画定が難しい問題になる。それは、談合事件の主役がゼネコン業者であるからである。ゼネコン業者は全国にネットワークがあり、一方公共工事の発注者は地方公共団体である。そこで、ある地方公共団体の公共工事に関して、ゼネコン業者の談合という協調行動は当該地方公共団体にだけに限定されるのかという点が問題になる。ゼネコン業者の談合には全国ベースでの「貸し借り」の論理が働く余地がある。安定した分布を推定するためには、市場を画定することが密接に関連しているのである。

そこで経済モデルブロックからの分岐として損害賠償ブロックに行くのではなく、現実に起

図5 法と経済学の実証分析方法論

価値前提：人命の尊重と平等

法と経済学の実証分析における基本的条件：適法的正義

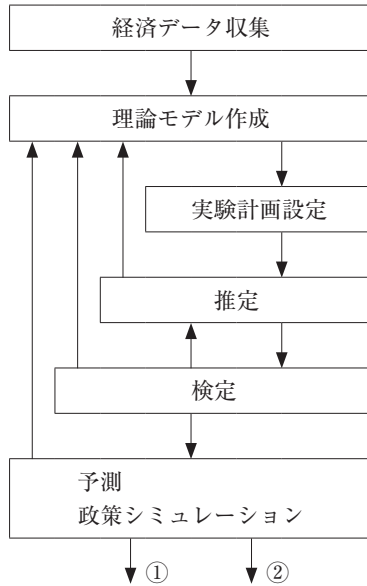


経済モデルブロック

分析ブロック（分析）経済取引に係る「自由」

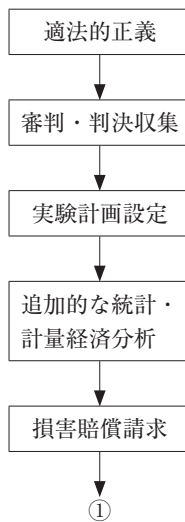
実証分析手順

哲学・数学的基礎



②：不法行為・違法行為の存在

②損害賠償ブロック
(法による拘束力ブロック)

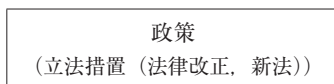


法と経済学の実証分析・基本的条件

自然科学の手順

法的三段論法
統計学的因果関係の検定

①政策ブロック
(政策)



社会科学方法論 (ウェーバー)

こった審決や判決から得られる準司法や司法データを収集することを損害賠償ブロックの出発点とする。このように損害賠償ブロックの出発点は審決や判決の収集となる。そして実験計画の一部として独占禁止法との関連で、経済学の「市場」と対応する「一定の取引分野」を確定することが、その後の証明にまで関連する大きな要素となることもある。また、因果関係に関して統計学的因果関係の概念が審判や裁判においてどれだけの効力を持って審判官や裁判官に信頼される方法として確立するかは、今後の法と経済学の実証分析を進展させるための重要な要因となるだろう。

法と経済学の実証分析でも最終的に政策論に入るが、経済の実証分析でも述べたウェーバーの観点が、その解決策として妥当なものとする。経済の実証分析で述べたように、経済学の視点から得られる政策としては厚生経済学の基本定理に基づき競争市場を創り出すことになる。しかし、牧(2021b)でも例示したように、競争推進政策が、現実には法律の改正あるいは新しい立法措置による規制緩和政策となり、それが結果的には競争推進政策からの後退になったというような事例もみられたのである。また、厚生経済学の基本定理では「分配」問題について一意的な解答は得られないのである。この「分配」問題において一意的な解答は得られないという点については、法と経済学におけるコースの定理も同様である。

経済学では一意的な解答が得られない分配問題については、法と経済学の実証分析の前提にミュルダールの提示した「平等」という価値前提をおき、ウェーバーが提案した分析と政策の分離を明確にすることが必要となる。分配問題は経済学者が独自で解答を出すという問題ではなく、国民全体で議論し解決する問題であり、それは政治の仕事であるということになる。

5. おわりに

法と経済学の実証分析を行う際には、経済学と法学それぞれの接近方法の相違を明確にすることと、法と経済学の規範分析との相違を明確にしておくことが分析の出発点の前提である。そのうえで、経済の実証分析を基礎にして法と経済学の実証分析を哲学的基礎から始めたのが本論の目的のひとつであった。

経済の実証分析が実質的に開始されたのは20世紀になってからのことである。そして、経済の実証分析に耐えられる経済理論の発展、必要とする観測データの集積である経済統計の開発、さらにモデルの推定や検定に必要な計量経済学方法論の開発には多くの人的資源と金銭的資源が必要となっていたことは周知の事実である。法と経済学の実証分析では、これらの人的資源や金銭的資源に加え、法学と経済学の基本的な前提から説き起こす必要があった。それはイギリス経験論と大陸合理論の検討やカントの法哲学の検討などを加えながら、法と経済学の実証分析の哲学的基礎を確定することであった。

さらに本論では、法と経済学の実証分析に係る分析の手順を実験計画という側面から検討し、法と経済学の規範分析との対比を明確にした。主要な相違点は、実証分析では理論変数と観測変数の対応をつけるということが必要であるが、規範分析では必ずしもその必要はないということ

である。

本論文は、牧（2021b）と合わせることにより、これらの問題にひとつの解答を与えるものである。さらに、厚生経済学の基本定理やコースの定理では説明しきれない「分配」問題については、「平等」という価値前提を手掛かりにして、経済学自体の問題であるばかりでなく社会全体として解かなければならない問題として考えていかなければならない政策課題であることを認識する必要があるだろう。

参 考 文 献

- 碧海純一（2000）『新版法哲学概論』弘文堂。
- ベーコン, F（桂訳）（1620）『ノヴム・オルガスム』岩波文庫。
- デカルト, R（落合訳）（1637）『方法序説』岩波文庫。
- 深田三徳・濱真一郎編著（2015）『よくわかる法哲学・法思想（第2版）』ミネルヴァ書房。
- 波多野精一（牧野再話）（2001）『西洋哲学史要』未知谷。
- 伊藤正巳・加藤一郎（2005）『現代法学入門（第4版）』有斐閣。
- 牧厚志（1998）『日本人の消費行動』ちくま新書。
- 牧厚志（2017）「最高裁判所判決と計量経済モデルによる第1次オイルショック時日本経済の再考察」『三田商学研究』60巻1号, 17-43。
- 牧厚志（2018a）「入札談合事件—経済学と法学からの考察」『三田商学研究』61巻2号, 55-86。
- 牧厚志（2018b）「経済学と法学—正義に関する一試論」『三田商学研究』61巻5号, 73-98。
- 牧厚志（2020）「談合と落札率—ストーカー入札談合事件」『三田商学研究』63巻5号, 23-54。
- 牧厚志（2021a）「落札率と談合の関係—東京都下水道ポンプ設備工事入札談合事件」『三田商学研究』63巻6号, 99-119。
- 牧厚志（2021b）「「法と経済学の実証分析」とマックス・ウェーバー」『三田商学研究』64巻3号, 27-58。
- ミュルダール, G（丸尾訳）（1971）『社会科学と価値判断』竹内書店。
- 六車明・牧厚志（2013a）「学納金返還（1）—消費者契約法施行による社会的影響の一事例」『法学研究』86巻2号, 115-144。
- 六車明・牧厚志（2013b）「学納金返還（2）—消費者契約法施行による社会的影響の一事例」『法学研究』86巻3号, 119-146。
- 常木淳（2008）『法理学と経済学』勁草書房。
- ヴェーバー, M（富永・立野訳, 折原補訳）（1904）『社会科学と社会政策にかかわる認識の客観性』岩波文庫。
- ヴェーバー, M（祇園寺・祇園寺訳）（1904）『社会科学の方法』講談社学術文庫。
- ウェーバー, M（協訳）（1919）『職業としての政治』岩波文庫。